

幼稚園の懷舊を辿りて (五)

望月くに子

神戸の保育

(前々號の續)

さきに頌榮幼稚園長エー、エル、ハウさんのことを御紹介いたしました、同氏は今回四十年の長き神戸の保育生活を離れて急に十月十七日歸國されることになりましたので、神戸市保育會では兼

て計畫しつゝありました表頌式を十四日午後二時から舉げることになりました。當日は兵庫縣知事神戸市長代理を始め知名の紳士教育關係者等二百餘名集會盛大に靜肅に其偉績をたゞへて記念品を贈呈しました。翌日は又キリスト教及頌榮幼稚園關係の方々の送別會がありまして、ハウさんは私共の心からの賞賛と惜別をお喜び下さいました。そしてサヨナラの別辭を残して其故國に旅だたれ

ました。ハウさんはいつまでも日本に御出になると思ふてゐた私共にはとびに得物をさらはれた様な感じが致しました。誠に惜しみても餘りあることとて御座います。たゞ天佑の永しへに同氏の上にあらんことを祈つて居ります。

關西の保育に重大な關係のあるのは京阪神三市聯合保育會であります。今ハウさんに別るゝに當つて油然として起つて來るのは神戸市の保姆會が京阪神三市聯合保育會の起原でありますから序にこれらのことを聊か申上て見たいと存じます。

明治三十年十月九日始めて神戸、兵庫、頌榮、善隣の四園の保姆集りて保姆會を組織致しました。會する者十名(神戸の保姆總數は僅かに十數名之

を今日の百數十名に比較するときは實に今昔の感に堪えません（一寸其時の會則を掲げて見ませう。

神戸保姆會規則

第一條 目的 保姆は互に保育の實驗談をなすこと

と

第二條 場所 各園順番に受け持つこと

第三條 時間 毎月第二土曜日午後三時開會のこと

と

第四條 會費 一ヶ月金五錢と定むること但し寄附を仰ぐことあり

第五條 會員 保姆のみ會員たること

第六條 役員 會長一名幹事三名たること

京阪神三市聯合保育會問題一覽表

同次 年月日 場所

1 明治三十年 京都市
十月二十日 楊梅幼稚園
二十一日

研究問題、協議題等

1. 恩物の取捨選擇
2. 幼兒の椅子テーブルの排列法

以上の様な法三章の二倍たる六箇條よりなる至極簡單明瞭なる原則でしかも會員僅かに十名餘其頃の研究問題には文部省と幼稚園の關係といふ様なのもあれば米國保姆大會との聯絡もあつて可なり活動したものであります。殊に此保姆會が主唱者となつて始めて市都市に於て明治三十年十一月二十日及二十一日の兩日京阪神三市聯合會が開かれたことは一粒の種のたとへの様であります。まことにくだくしき様なれども關西に於ける保育の發達を知る爲には此會に提出された問題を調べることが一番近道だと考へられますので左に之を掲げます。

2

三十一年
四月十六日

大阪市
東江幼稚園

3

三十一年
十一月二十三日

神戸市
頤榮幼稚園

3. 幼稚園を全國に普及せしむること
4. 幼稚園と家庭との聯絡方法
5. 保母に退隱料年功加俸を受けしむる得失
6. 毎年二回雜誌を發行する方法
- 演説。清水正五氏フレーザー氏の目的に原く保育中の一部
1. 三市聯合保育會雜誌發行の件
2. 椅子卓子等の調製法
3. 授業時間分割法
4. 如何なる唱歌、遊戯、恩物談話が最も有益なりや
演説者は石氏
1. 保育室内に暖爐を設くるの可否若し可とすれば其設置の方法
實驗上につき意見を承りたし
2. 幼稚園に於て教ふる色の種類及順序等は如何にすべきかに就
て御意見承りたし
3. 幼稚園の幼児保育年限は如何に定むるを以て適當とするか
4. 學校と幼稚園との聯絡法
5. 保育室内にあつて保母が椅子によることありや若ありとすれ
ば如何なる場合か承りたし
6. 幼兒をして敬禮せしむる場合に就て詳細に其實驗上の御意見

<p>4 三十二年 四月十六日 京都市 豊國幼稚園</p>	<p>5 三十二年 十一月十八日 大阪府立 女子師範學校</p>	<p>6 三十三年 四月二十八日 神戸市 神戸小學校</p>
---	--	--

を承りたし
7. 天然物の教授法の實驗を承りたし
建議案

1. 幼稚園設備準則を設けられんことを其筋に建議するの可否
2. 幼稚園職員を小學校職員と同様に取扱はるゝ様政府に於て規程を設けられんことを文部大臣に建議すること

演説者ハウ氏

1. 三市聯合保育會決議を要する時は如何なる方法によるべきか

2. 幼稚園に於て保育すべき幼児數の最大限

3. 幼稚園職員の待遇を小學校と同一にすること

4. 天然物の教授法

5. 學校と幼稚園との連絡

右二題前回の分に關し更に意見を聽かんことを求む

演説。木下廣次氏 教育上の諸問題

ペスト流行の爲神戸市よりの出席を拒絶せられ知ることを得ず

1. 會集の良方法

2. 唱歌材料の選定に就て

3. 遊園の構造は如何なるものを適當とするか

8	7
三十四年 五月二十九日	三十三年 十一月十日
大阪市 愛珠幼稚園	京都市 竹間小學校

4. 机腰掛の調査期を早むること
5. 恩物の目的の要點
 演説。松尾貞次郎氏 幼稚園の教育
 高木友衛氏 學校衛生について
1. 遊戯室の廣さは幼兒一人に對して幾何の割合を以て適當とするか
2. 保育時數は如何に定むるを以て適當とするか
3. 外遊の際幼兒に貸與する玩具
4. 聯合會に於て改良恩物の圖形を蒐集し一つのブックを造るの可否
5. 二十恩物の内粘土細工をバラフィンに改良するの可否
 演説。本莊太郎氏 フレベルの研究
 大村忠二郎氏 フレベル氏及其著書
1. 遊園に敷くものは（細砂、小砂利等）如何なるものを適當とするか
2. 或場合に於て保育上學術語（二分の一、正三角等）を用ふるの可否
3. 幼稚園に敷物を用ひて地上と床上との區別をなすの可否
 演説。栗本庸勝氏 育兒法に就て

神戸市保母會は宗教上の或事情の爲（日曜日）に開會せざることに及び集會の始めに讚美歌祈禱を以てするか又は國歌を以てするか等につきて）京阪二市と其意見を異にし又遂に脱會するの已むなきに至りました。

而して又明治三十五年十一月新に組織されし神戸市保育會は再び京阪二市に聯合を申込み茲に三市聯合保育會は成立せるも神戸市の幼稚園は神戸兵庫の二園あるのみ（神戸幼稚園長は頓野きよ子兵庫幼稚園長は橋本常子）保母數僅かに十名其後數年間は遊戯を聯合會に提出する際にも實演者足らず已むを得ず保母の妹又は女學生を急仕立の保

母として其責を果したることの如何に苦しかりしことなりしか。たゞ財政上の援助として有志者の（兵庫の有馬市太郎氏、池長通氏等特志ありしを以て漸く維持して來ましたのです。其頃私は兵庫幼稚園を橋本氏に譲つて京都市府立第一高女に勤務しながらも度々神戸に來り兩氏と相談し如何にして此聯合會を續けんと苦心しましたので忘れられぬ記念であります。

キリスト教の方面では分離後更に近畿保育大會を起され今以て連續研究されて會員も亦二三百名に達し一大勢力となつて居ります。各其進むべき方面に進んだのは却て結構でありました。

同次 年月日 場所

10 明治三十六年 大阪附立
五月五日 女子師範學校

研究題 協議題 演說等

1. 幼稚園職員の待遇法を小學校と同一にせられんことを文部大臣に建議すること

2. 明治三十三年法律第六十三號市町村立小學校國庫補助法中に市町村立幼稚園保母を加へ其恩典に浴せしめんことを其筋に

建議すること

3. 明治二十三年法律第九十號小學校教員退隱料及遺族扶助料法を幼稚園職員に適用せられんことを其筋に建議すること
4. 幼稚園保姆の資格に關し小學校令第二百四條を幼稚園に於て幼兒を保育するものを保姆とす保姆は女子にして尋常小學校本科正教員の資格を有し保育上經驗ある者又は府縣知事の免許を得たる者たるべし保姆の職務を助くるものを助手とす助手は尋准の資格を有する者又は府縣知事の免許を得たるものたるべしに改正せられんことを其筋に建議すること
5. 小學校令施行規則第二百五條保姆の下に(助手)の二字を加ふること

研究題

1. 幼稚園に於て保育を終りし幼兒が小學校其他將來に於ける成績調査に關する方法如何
2. 石版畫は興味少きを以て簡易なる切拔畫を摸寫せしめ之に彩色なさしむるの可否
3. 現今の狀況に於て幼兒入園年齢を滿四年よりとするの可否
隨意談話題
 1. 遊戯室及保育室の裝飾法如何
 2. 教師の品性が兒童教育上に一大必要なるものに非ずや
 3. 幼稚園に於て自然界を研究する時につきフレール氏の目的

13 同三十九年 五月二十日	12 同三十八年 六月四日	11 明治三十七年 五月二十二日
大阪市 愛珠幼稚園	神戸市 兵庫尋常小學校	京都市 銅駝幼稚園

- は何てありますか
4. 幼児の組を分つに男女の性を以てすると長幼をもつてすると可否
 5. 日本幼稚園の特色
 1. 受持を定むるに一人にて同じ組を保育するを可とするか又は順次持ち上りを可とするか其利害得失如何
 2. 幼稚園の状態を家庭と一致せしむる方法
 3. 幼児觀察の實況竝に之が改良如何
 4. 保育室は一室に一組の幼児を收容すると二組の幼児を收容すると保育上及經濟上に於ける得失如何
 5. 幼児毎日の製品は如何に處理するか
- 演説 題不詳 田中勝之丞氏
- 研究題
1. 園兒に時局に關する觀念を與ふるの可否
 2. 幼兒に名譽心を獎勵する方法
 3. 幼稚園に於て幼兒に間食せしむるの可否
- 研究題
1. 幼兒をして自然界に接觸せしむる方法如何
 2. 保育談話の各種類は如何に配當すべきか

16	15	14
同四十二年 六月六日	同四十一年 六月七日	明治四十年 六月九日
神戸市 縣立高等女學校	大阪市 浪華小學校	京都市 銅駝小學校

3. 屋外保育の方法如何
4. 幼稚園と家庭との連絡方法を承りたし
1. 屋外保育の方法如何
2. 幼稚園と家庭及學校との連絡方法を承りたし
3. 各幼稚園に於ける研究問題竝に其研究の狀況を承りたし
4. 共同の玩具若くは運動具の取扱上起り易き一般の弊害を如何にして防ぐべきか
1. 各幼稚園に於ける研究問題竝に其研究の狀況結果を承りたし
(再出)
2. 共同の玩具若くは運動具の取扱上起り易き一般の弊害を如何にして防ぐべきか(再出)
3. 各地方に於て最適切なる保姆養成の方法如何
4. 各幼稚園に於て實施しつゝある手技の種類及各種類に對する
幼兒の好惡の度合如何
1. 屋外保育を完うせん爲最適當なる設備如何
- イ、土地の狹隘なる場合
- ロ、土地の廣濶なる場合
2. 文字を書く幼兒の處置如何
3. 各幼稚園に於て特に力を用ひらるゝ事柄の實際を承りたし
4. 師範學校女子部卒業生を卒業後直ちに保姆に任用し得る様規

<p>17 同十三年 五月二十二日 京都市 豊園幼稚園</p>	<p>18 明治四十四年 五月十四日 大阪府 女子師範學校</p>	<p>19 明治四十五年 六月二日 神戸市 縣立高等女學校</p>
---	---	---

- 定を設けられんことを其筋に建議すること
5. 保育満期の兒童の小學校に於ける成績如何
 1. 文字を書く幼兒の處置如何(再出)
 2. 發音不自由なる幼兒に就て注意すべき事項如何
 3. 幼稚園に於ける體格検査を最有效ならしむる方法如何
 4. 早熟兒童の取扱方の實際を承りたし
 1. 幼兒に適當なる机腰掛の種類及其排列法如何
 2. 恩物の消毒に就て實施の狀況を承りたし
 3. 幼稚園の入園幼兒の年齢満三年の制限を廢し保母一人の擔任數及一園の收容幼兒數を擴張するものとせば今後幼兒保育の方針如何
 4. 早熟幼兒の取扱方の實際を承りたし
 1. 土地の狀況に依り二部保育を施すの可否
 2. 小學校の本科正教員たる資格を有する公立幼稚園の保母に對し年功加俸を支給せらるゝ様其筋へ建議しては如何
 3. 幼稚園に於ける色彩の名稱及手技品の名稱を如何なる程度まで小學校と連絡せしむべきか
 4. 各幼稚園に於て目下最も適當と認められ且永續せる遊戯の種類と其方法の概略を承りたし
- 演説 幼兒保育の新目標 倉橋惣三氏

以上 明治年間の部終

右を通覽すれば明治三十年頃には保育の内容に就いて互の意見の交換を爲さんとする傾向著しく次第に法令上の改正をも希望してゐますが明治三十六年たしか博覽會が大阪で開かれた時同時に全國の幼稚園が會合して大に保姆の待遇資格向上について協議し且建議されました其效は著しく遂に小學校の正教員の資格を有する保姆に恩給を給せらるゝの特點を與へられました。この事に盡力して下さつた主なる方は當時の大阪府立女子師範學校長大村芳樹氏であつたと思ひます。明治三十九年頃に至つて屋外保育を考へて居ります。引つゞき數年に互り此問題が提出されて居りますことは餘程の進歩と思はれます。後明治の最後の年に於て倉橋先生が幼兒教育の新目標の題下に保育の方針を御示し下さいました時からハッキリと皆々の行くべき道が判つたのであります。四十二年六

月から文字をかく幼兒の取扱法の研究が起りました此問題は大正になつても續きました。家庭又は學校と幼稚園の聯絡問題は聯合會の始めより今回の聯合會まで幾度か提出され今以て解決がつかないのは學校の方は法令の改正と幼稚園の普及を要求しますし家庭の方は忙しいので思ふ様にならなないのでありませう。其他保育室内で腰かける場合を問ふた珍問題もありますが要するに一生懸命に其使命の爲につき進んだことは今から考へても涙ぐましい位であります。今日の幼稚園令改正や幼稚園の普及發達は此會に負ふ處が尠くないと斷定してもよいと存ます。